

補助金等審査判定フロー

一次判定

公益性

ア 以下のような視点を総合的に判断して、公益性があると認められる
 ・不特定多数の市民の利益につながるもの
 ・市の施策(総合計画等)の推進につながるもの
 ・市民の社会保障につながるもの ※いずれか1つに該当

NO

D.廃止

YES

必要性

イ 社会経済情勢、市民のニーズ等に合致している

NO

YES

ウ 市が直営でやるべきではない(市民との協働、コスト削減等の点から)

NO

YES

エ 国、県、民間で同様のサービスが供給されていない

NO

YES

オ 現時点では、自主自立が不可能である

NO

YES

D.廃止

継続性

カ 十分な効果・成果をあげており、今後も効果・成果が期待できる

NO

D.廃止

YES

キ 当初の目標に達していない、もしくは、当初の目標に達しているが制度を継続する必要がある

NO

D.廃止

YES

ク 類似の補助金等や事務事業について関連性が整理されている

NO

D.廃止

YES

妥当性

ケ 応分の自己負担がある

NO

YES

コ 多額の繰越金が発生していない(「団体補助」の場合)

NO

YES

サ 対象事業費が妥当な額である

NO

C.見直し(縮減)

YES

シ 零細(10万円以下)な補助、負担、交付ではない

NO

D.廃止

YES

ス 対象事業費に不適切な経費を含んでいない

NO

YES

セ 団体等の自助努力(経営改善)で削減できる経費を含んでいない

NO

C.見直し(縮減)

YES

特質性

ソ 以下のような視点で、事業を実施している又は効果が期待される※2つ以上該当
 ・内容や手法に先見性があり、まちづくり等の先進事例として効果が期待される
 ・施策内の他の事務事業と比較し、施策の推進への貢献度が高いと言える
 ・国や県等の補助、基金運用、協賛金、既存事業のスクラップ等により財源を確保

YES

A.拡充

NO

B.継続

二次判定

■ C・D判定について、以下のような視点を加味して総合的に判断

C.見直し(縮減)

・応分の自己負担を徴収できない客観的かつ合理的な理由がある
 ・10万円未満の零細な補助、負担、交付であるが、団体等にとって補助金等が必要不可欠である客観的かつ合理的な理由がある
 ・団体等の自助努力(経営改善)で削減できる経費を含む客観的かつ合理的な理由がある

B'.継続

D.廃止

・現在の社会経済情勢には合致しないが、長期的な視点では将来のまちづくりのため必要である
 ・市が特に重点的に推進している事業に該当する
 ・特定の市民の利益となるが、ナショナル・ミニマムの確保(最低限の生活保証)のため必要である
 ・明確な目標、達成度合いの検証方法を設定し、補助内容や補助率等を改善することにより、十分な効果・成果が得られることが期待される

B'.継続

C'.見直し(縮減)